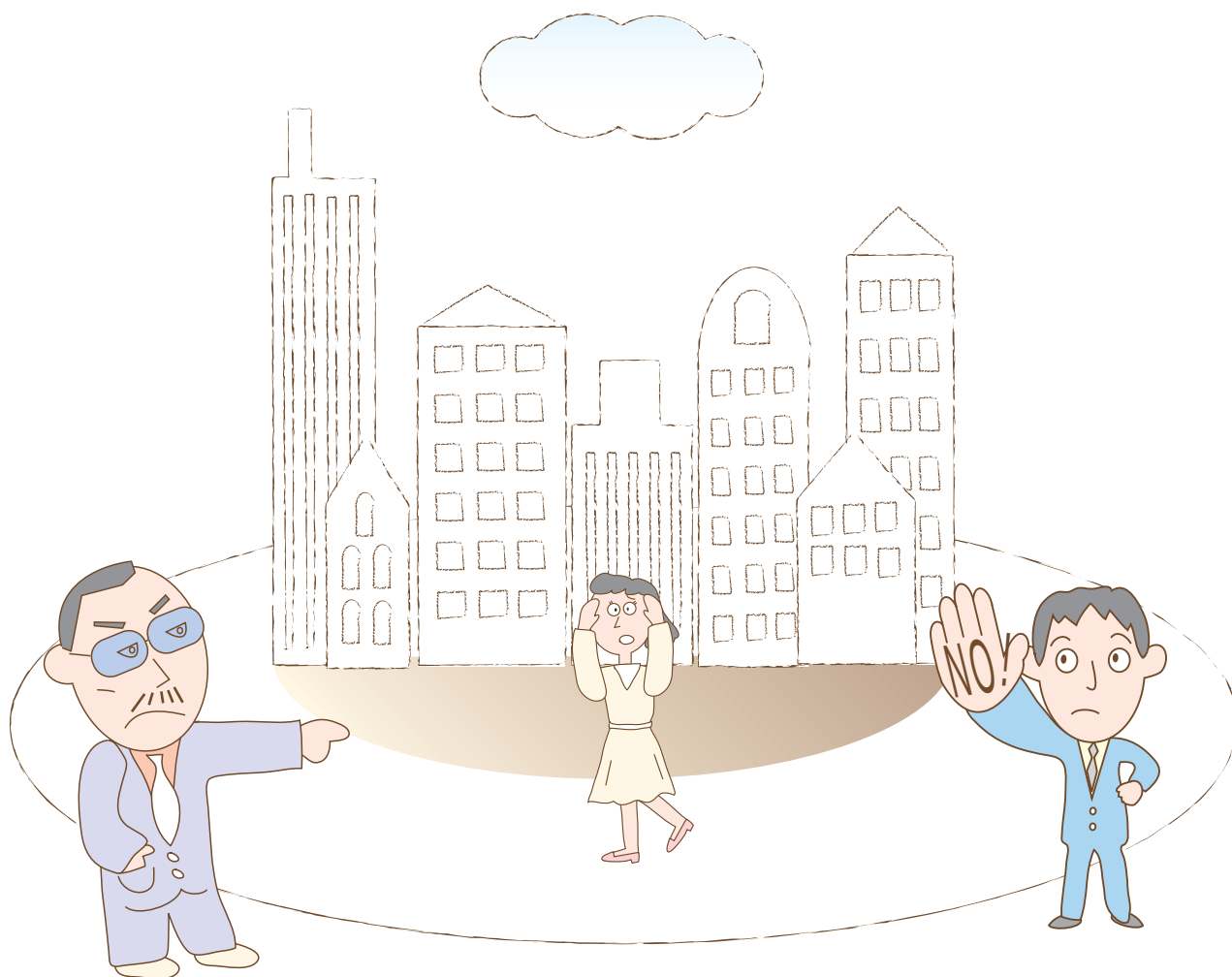


ヤミ金融対策法のポイント

—— 違法な金融業者にご注意 ——



ヤミ金融による被害が、大きな社会問題となっていることを踏まえ
15年7月25日、貸金業規制法及び出資法の一部改正法
(いわゆるヤミ金融対策法)が成立しました。

金融庁

ヤミ金融とは？

貸金業を営む場合、貸金業規制法に基づき、国（財務局）か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず無登録で貸金業を営む業者は、ヤミ金融業者と呼ばれています。また、最近では、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者もヤミ金融業者と呼ばれています。

「ヤミ金融対策法について」

16年1月1日から施行（下記 ② ③ ⑤ ⑦ については平成15年9月1日から
財務局の登録更新手数料の引上げについては15年10月29日から）

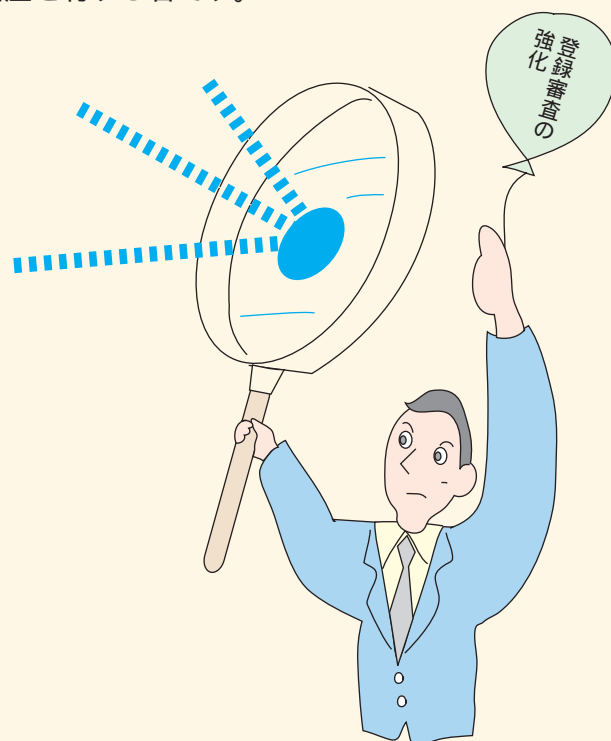
1. 貸金業の登録審査の強化、登録要件の厳格化等

登録時に運転免許証や旅券等の写しを提出させることにより本人確認が強化されました。
暴力団関係者、財産的基礎を有しない者等は登録を受けられないことになりました。
なお、財産的基礎を有する者とは、以下の純資産を有する者です。

法 人日賦貸金業者を除く	500 万円以上
個 人日賦貸金業者を除く	300 万円以上
日 賦 貸 金 業 者	150 万円以上

登録免許税、登録手数料が引上げられました。

財務局登録業者	登録免許税	9 万円→15万円
	登録更新手数料	4.3万円→15万円
都道府県知事 登録業者	登録手数料	標準手数料政令で
	登録更新手数料	15万円と規定



2. 無登録業者に対する規制強化

無登録業者の広告・勧誘が禁止されました。
白紙委任状の取得制限、取立行為規制などが無登録業者にも適用されました。
無登録営業に対する罰則が引き上げられました。

3. 広告・勧誘行為に関する規制の強化

携帯電話番号を用いた広告が禁止されました。
誇大広告の禁止に加え、顧客を誘引するためもっぱら低利の貸付けを広告するにも関わらず、実際には高利で貸付けることや、返済能力のない者を勧誘するような表示をすることなどが禁止されました。

4. 取立行為等に対する規制の強化

貸金業規制法では、債権の取立てにあたり、人をおどかしたり困惑させることは禁止されていますが、その具体例が法律で明記されるとともに、罰則が引き上げられました（無登録業者の行為も罰則の対象）。

- ① 正当な理由なく、不適当な時間帯（午後9時から午前8時）に取立てを行ったり、勤務先等の居宅以外の場所に電話や訪問を行うこと
- ② 債務者・保証人以外の第三者に対し、みだりに弁済の要求を行うこと 等

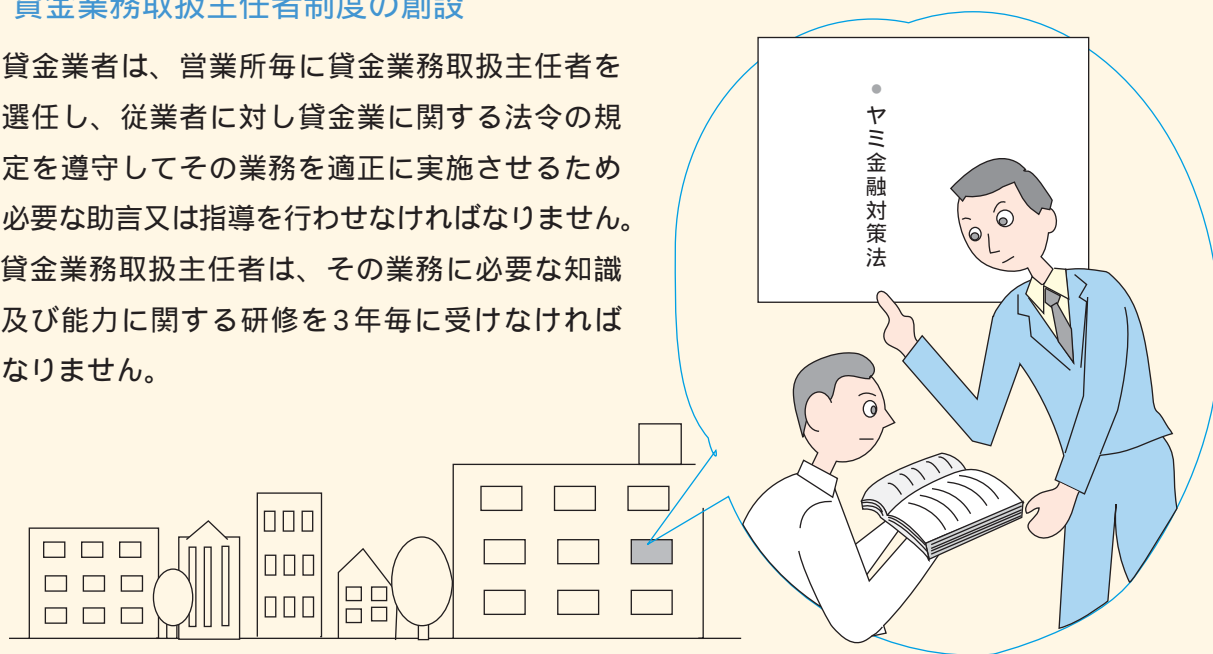
貸金業者は、貸付け、債権の管理・取立てを行うにあたり、不正又は著しく不当な手段を用いてはなりません。年金受給証の徴求や、いわゆる押し貸しなどが禁止されます。

貸金業者は貸金業の業務に従事する従業者に身分証明書を携帯させなければなりません。貸金業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはなりません。

貸金業者は暴力団員等に債権を譲渡してはなりません。

5. 貸金業務取扱主任者制度の創設

貸金業者は、営業所毎に貸金業務取扱主任者を選任し、従業者に対し貸金業に関する法令の規定を遵守してその業務を適正に実施させるため必要な助言又は指導を行わせなければなりません。貸金業務取扱主任者は、その業務に必要な知識及び能力に関する研修を3年毎に受けなければなりません。



6. 高金利を定めた貸付契約の無効

貸金業を営む者が、年109.5%を超える利息の貸付契約をしたときは、当該貸付契約は無効となります。この場合、利息は一切支払う必要はありません。

7. 罰則の大幅な引上げ

出資法に違反する高金利での貸付け、無登録営業に対する罰則の大幅な引上げ。

高金利違反：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

5年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合3千万円）以下の罰金又は併科

無登録営業：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

5年以下の懲役若しくは1千万円（法人の場合1億円）以下の罰金又は併科

出資法に違反する高金利の支払の要求、無登録業者の広告・勧誘など処罰の範囲の拡大。

ヤミ金融の被害にあわないために

1. 登録業者かどうか確認しましょう！

金融庁ホームページにおいて、全国の財務局・都道府県の登録貸金業者（富山県の登録貸金業者の一部及び京都府の登録貸金業者を除く。但し、今後参加予定。）の登録内容を検索できるシステムが運用されていますので、ご利用ください。

(<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>)

また、財務局登録番号を詐称しているような悪質な無登録業者に関する情報

(<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/akusitu.htm>) も提供しています。

2. 出資法違反の高金利でないか確認しましょう！

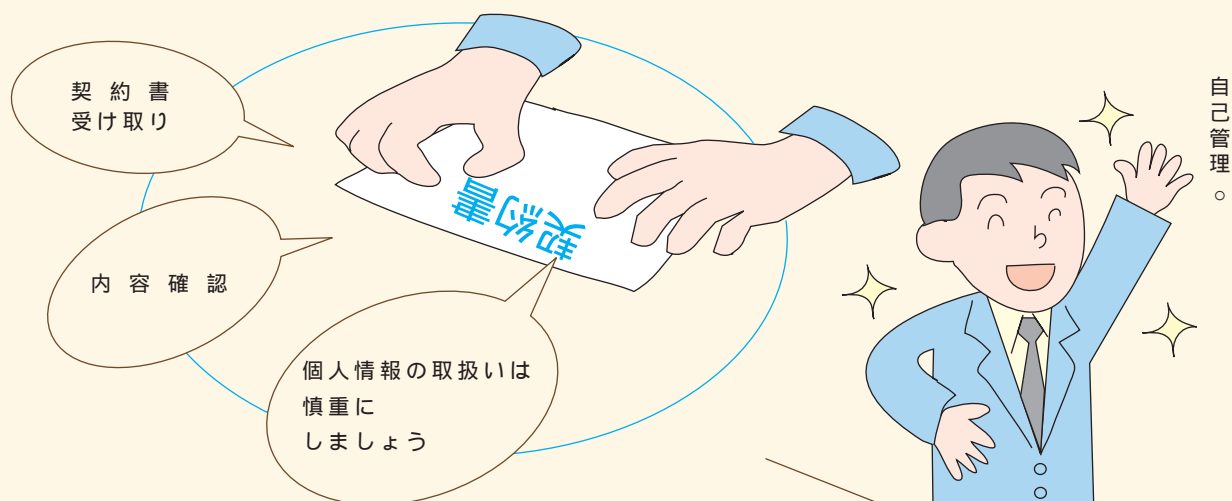
出資法に定められている上限金利（年29.2%：元本1万円につき1日8円の利息）を超える貸付は、出資法違反となり罰則の対象となります。

3. その他の注意事項！

トラブルとなった時の証拠となるため、借入れの際には契約書を必ず受け取り、保管しましょう。契約書を渡さないような業者からは、借りてはいけません。

契約書に署名・捺印する前に、金利などの契約内容をよく読んで、不明な内容がある場合にはしっかりと説明を求め、納得できない場合やおかしいと感じた時には、断りましょう。

住所、電話番号、銀行の口座番号などの個人情報の取扱いは慎重にしましょう。



4. 自己管理の徹底を！

近年、安易な借入れによる多重債務者が増加していると言われています。自己破産や借金苦の自殺者も増加しています。お金を借りるときは、返済可能な範囲で借りることが重要です。



● 違法な金融業者の手口にご注意！

登録詐称業者	広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う。
090金融	勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行う。
押し貸し	契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。
紹介屋	あたかも低金利で融資するように思わせて多重債務者を呼び込み、「あなたの信用状態はよくない。うちでは貸せないのではほかの店を紹介する。」などと言って、他の店で借りるように指示し、借入れた金額の一部を紹介料としてだまし取る。
整理屋	「あなたの債務を整理・解決します」などと広告し、多重債務者から「整理手付金」といった名目で現金などを預かり、整理をしないでだまし取る。

問合せ先（裏面参照）

違法な金融業者による被害等については、まずは身近の消費生活センター、弁護士会又は各都道府県貸金業協会の苦情・相談窓口にご連絡ください。

取立てにおける脅しや出資法違反の高金利貸付けの被害などについては各都道府県警察本部の警察総合相談などの窓口へ、貸金業者の登録の有無や貸金業者にかかわる苦情や相談などは、都道府県または財務局の貸金業担当窓口にご連絡下さい。

○ ヤミ金業者等の預金口座の不正利用に対する金融庁の対応

近時、ヤミ金融業者等によって預金口座を利用した違法な取立てが行われたり、使用していない有料サイトの架空請求書が送りつけられて預金口座への振込みを請求されるなど、金融機関の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっています。

金融庁では、金融機関の預金口座を不正に利用するこうした悪質な事例に対し、次のような取り組みを行っています。

（１）金融機関に対して、口座名義人不存在の場合、口座の譲渡等が行われた場合、法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合等には、預金取引停止や、預金口座解約が迅速かつ適切に行われるよう要請。

（２）都道府県 財務局、警察当局、関係団体等で構成されるヤミ金融等被害対策会議においてヤミ金融、架空請求等に関する預金口座の情報を受付け。また、業界団体等に対して、同会議への参加を要請。

（３）金融庁、財務局に寄せられたヤミ金融、架空請求等に関する預金口座の不正利用に関する情報は、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該金融機関及び警察当局へ速やかに提供する。

お問い合わせ先

○国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

<http://www.kokusen.go.jp/i/>(iモード版)

ホームページから全国各地の消費生活センターの相談窓口が検索できます。

○日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp/> TEL03-3580-9841

ホームページから各弁護士会の連絡先を案内しています。

○(社)全国貸金業協会連合会

<http://www.zenkinren.or.jp/> TEL03-3452-8171

ホームページから各都道府県貸金業協会の相談窓口を案内しています。

○各都道府県警察本部の警察総合相談窓口

警察本部名	電話番号
北海道警察本部	011-241-9110
北海道警察函館方面本部	0138-51-9110
北海道警察旭川方面本部	0166-34-9110
北海道警察釧路方面本部	0154-23-9110
北海道警察北見方面本部	0157-24-9110
青森県警察本部	017-735-9110
岩手県警察本部	019-654-9110
宮城県警察本部	022-266-9110
秋田県警察本部	018-864-9110
山形県警察本部	023-642-9110
福島県警察本部	024-533-9110
茨城県警察本部	029-301-9110
栃木県警察本部	028-627-9110
群馬県警察本部	027-224-8080
埼玉県警察本部	048-822-9110
千葉県警察本部	043-227-9110
警視庁	03-3501-0110
神奈川県警察本部	045-664-9110
新潟県警察本部	025-283-9110
山梨県警察本部	055-233-9110
長野県警察本部	026-233-9110
富山県警察本部	076-442-0110
石川県警察本部	076-262-9110
福井県警察本部	0776-26-9110
岐阜県警察本部	058-272-9110
静岡県警察本部	054-254-9110
愛知県警察本部	052-953-9110
三重県警察本部	059-224-9110
滋賀県警察本部	077-525-0110
京都府警察本部	075-414-0110
大阪府警察本部	06-6941-0030
兵庫県警察本部	078-361-2110
奈良県警察本部	0742-23-1108
和歌山県警察本部	073-432-0110
鳥取県警察本部	0857-27-9110
島根県警察本部	0852-31-9110
岡山県警察本部	086-233-0110
広島県警察本部	082-228-9110
山口県警察本部	083-923-9110
徳島県警察本部	088-653-9110
香川県警察本部	087-831-0110
愛媛県警察本部	089-31-9110
高知県警察本部	088-823-9110
福岡県警察本部	092-641-9110
佐賀県警察本部	0952-26-9110
長崎県警察本部	095-823-9110
熊本県警察本部	096-383-9110
大分県警察本部	097-534-9110
宮崎県警察本部	0985-26-9110
鹿児島県警察本部	099-254-9110
沖縄県警察本部	098-863-9110

○財 務 局

財 務 局 名	担 当 課	電 話 番 号
北海道財務局	金融監督第二課	011-709-231(代)
東北財務局	金融監督第二課	022-263-111(代)
関東財務局	金融監督第四課	048-600-1151
東海財務局	金融監督第二課	052-951-2995
北陸財務局	金融監督第一課	076-292-7855
近畿財務局	金融監督第三課	06-6949-6371
中国財務局	金融監督第二課	082-221-922(代)
四国財務局	金融監督第二課	087-831-213(代)
福岡財務支局	金融監督第二課	092-411-728(代)
九州財務局	金融監督第二課	096-353-635(代)
沖縄総合事務局	金融監督課	098-862-1944

○都 道 府 県

都 道 府 県 名	担 当 課	電 話 番 号
北海道	金融政策課	011-231-4111
青森県	商工政策課	017-722-1111
秋田県	産業経済政策課	018-860-2217
山形県	産業政策課	023-630-2359
宮城県	経営金融課	022-211-2743
岩手県	産業振興課	019-651-3111
福島県	商工総務領域	024-521-7275
茨城県	商工政策課	029-301-3530
栃木県	経営支援課	028-623-3181
群馬県	商政課	027-223-1111
埼玉県	金融課	048-830-3794
千葉県	県民生活課	043-223-2794
東京都	貸金業対策室	03-5321-1111
神奈川県	金融課	045-210-5690
山梨県	商業振興金融課	055-237-1111
新潟県	商業振興課	025-285-6966
長野県	産業振興課	026-232-0111
富山県	経営支援課	076-444-8700
石川県	経営支援課	076-225-1522
福井県	経営支援課	0776-20-0367
岐阜県	検査監督室	058-272-1111
静岡県	商工金融室	054-221-2506
愛知県	中小企業金融課	052-961-2111
三重県	金融支援チーム	059-224-2447
滋賀県	商工観光政策課	077-528-3714
京都府	消費生活課	075-414-4868
大阪府	金融課	06-6941-0351
兵庫県	経営支援課	078-341-7711
奈良県	中小企業課	0742-22-1101
和歌山県	商工労働総務課	073-432-4111
鳥取県	経済政策課	0857-26-7249
島根県	経営支援課	0852-22-5111
岡山県	経営支援課	086-224-2111
広島県	商工金融課	082-228-2111
山口県	経営金融課	083-922-3111
徳島県	商工政策課	088-621-2500
香川県	経営支援課	087-831-1111
愛媛県	経営支援課	089-941-2111
高知県	金融課	088-823-1111
福岡県	経営金融課	092-643-3423
佐賀県	商工金融課	0952-25-7093
長崎県	商工金融課	095-823-2909
熊本県	経営金融課	096-383-1111
大分県	産業企画課	097-536-1111
宮崎県	商工金融課	0985-24-1111
鹿児島県	中小企業課	099-286-2111
沖縄県	生活企画・交通安全課	098-866-2187

○(財)日本クレジットカウンセリング協会

<http://www.jcca-f.or.jp/>

○日本消費者金融協会

<http://www.jcfa-1969.gr.jp/>

金銭管理カウンセリング事業団 TEL 03-5205-1800・06-6242-2200
救済更生事業団 TEL 06-6355-0947